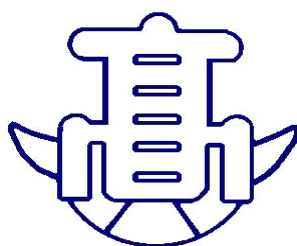


いじめ防止基本方針



兵庫県立加古川北高等学校

平成30年4月

目 次

	頁
1 学校の方針	1
2 基本的な考え方	1
3 いじめ防止等の指導體制	1
(1) 日常の指導體制	1
(2) 未然防止等の年間指導計画	1
(3) 組織的対応	1
4 重大事態への対応	2
(1) 重大事態とは	2
(2) 重大事態への対応	2
5 その他の事項	2
別紙1 いじめの認知と定義	3
別紙2 校内指導體制及び関係機関	4
別紙3 いじめ早期発見のチェックリスト	5
別紙4 年間指導計画	6
別紙5 組織的対応	7

兵庫県立加古川北高等学校いじめ防止基本方針

兵庫県立加古川北高等学校

1 学校の方針

校訓「克己自律」・「質実剛健」・「友愛協調」を基軸に、全教育活動を通して豊かな感性を磨き、逞しい心身の陶冶を図り、確かな学力を培い、自己実現をめざして主体的に人生を切り拓き、夢の実現に向けて挑戦する生徒を育成することを目標としている。

全校生徒が安心して学校生活を送り、充実した教育活動に取り組めるよう、教職員が生徒とともに、いじめを抑止し人権を守る土壌をはぐくみ、いじめを許さない学校づくりを推進する。

そのために日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決するために、いじめ防止基本方針（いじめ防止全体計画）を定める。

2 基本的考え方

本校は、昭和53年全日制課程 普通科 兵庫県立加古川北高等学校として創立し、平成18年全日制課程 普通科・単位制に改編し、進学型単位制高校として、地域に信頼され期待に応える、「勉強とマナーの北高」の確立を目指している。

本校は、人間的なふれあいに基づく生徒指導を推進し、基本的生活習慣を確立するとともに、個性の伸長、自主自律の精神を養い、また生徒の内面理解に努め、心の絆を深め、思いやりのあるところ豊かな人間性の育成に努める。そのために学校・家庭・地域社会との連携を密にし、家庭・地域の教育力を活用した生徒指導を推進する。

いじめについては、「いじめはどの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる」という事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、平素より全ての教職員が取り組むことが大切である。そして、教職員が生徒とともに、いじめを抑止し人権を守る土壌を育み、いじめを許さない学校づくりを推進するため、以下の体制を構築し取り組む必要がある。

3 いじめ防止等の指導体制等

(1) いじめの認知

いじめは、人として決して許されない行為だが、どの生徒にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、教育委員会のもとより、家庭、地域が一体となって、継続して、未然防止と早期発見・早期対応に取り組まなければならないことを全職員の共通理解とし、いじめを認知するために、いじめの定義を別に定める。

別紙1 いじめの認知と定義

(2) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙2 校内指導体制及び関係機関

また、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

別紙3 いじめ早期発見のチェックリスト

(3) 未然防止等の年間指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

別紙4 年間指導計画

(4) 組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙5 組織的対応

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切かつ迅速に調査し、校長が判断する。

また、いじめられて重大事態に至ったという申立てが生徒や保護者からあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対策委員会に専門的知識及び経験を有する外部の専門家である保護司、及び民生児童委員等を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

5 その他の事項

誰からも信頼される高校をめざしている本校は、開かれた学校となるよう情報発信に努めてきた。

いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、ホームページなどで公開するとともに、学校評議員会やPTA総会をはじめ、保護者会、三者懇談などあらゆる機会を利用して保護者や地域に情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。学校の基本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

1 いじめの認知

「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。いじめは、ふざけや遊びをよそおったり、インターネット上やメールなど、大人の目に付きにくい場所や形で行われたりする。いじめられた子供自身も、「心配されたくない」「仕返しが怖い」という気持ちから、いじめを否定する心理が働く場合もある。いじめは必ず起こりうるもの、という認識のもと、ささいな兆候にも積極的に認知し、対処していく姿勢が必要である。

過去のいじめ事案を見ると、いじめはほんの些細なこと（こんな事案まで……、一回きりだから……）から予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ったケースもある。そのため、初期段階のいじめであっても、あるいは一回限りのいじめであっても、学校が把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ対応チーム等の校内組織を活用して行う。

【「いじめの防止等のための基本的な方針」等より】

2 いじめの定義

【いじめ防止対策推進法第2条第1項】

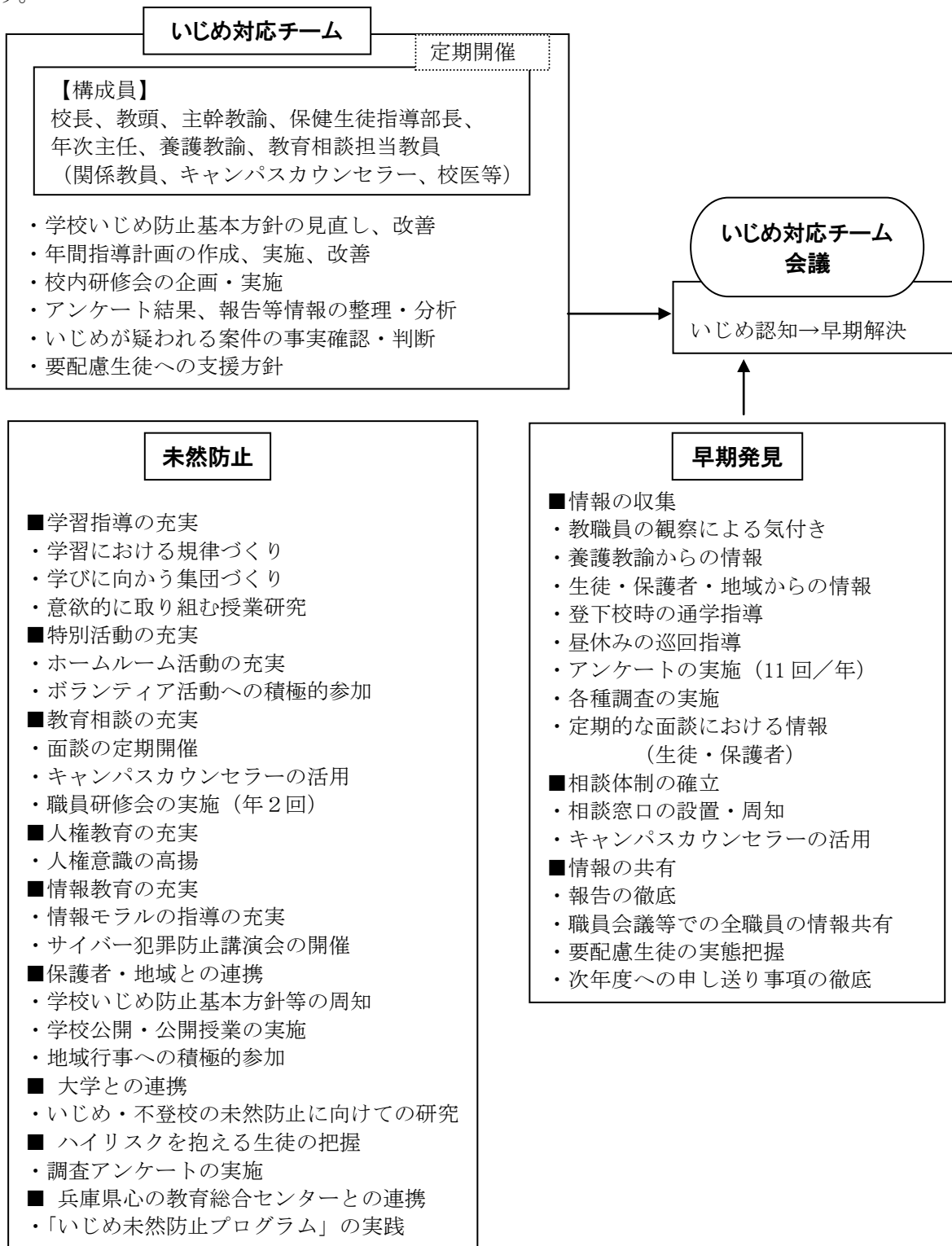
この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

かつてのいじめの定義にあった、「自分よりも弱い者に対して一方的に」、「継続的に」、「深刻な苦痛」などの要素は、現在は含まれない。

以下の①～⑦が、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめはどの子どもにもどの学校でも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ 嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤ 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥ いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

- 1 「いじめは絶対に許さない」「いじめを根絶する」という強い意志のもとで、学校全体で組織的な取り組みを行う。(人権教育・道徳教育・体験教育・特別活動等)
- 2 いじめ問題への組織的な取り組みを推進していくため、いじめ問題への対応に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置する。
- 3 「いじめ対応チーム」を中心として、特定の教員がいじめ問題を抱え込むことのないように、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談を確実にを行い、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。
- 4 生徒の状況や地域の実態に応じた取り組みを展開するために、アンケート等を活用した検証・評価を定期的に行う。



いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 掲示物が破れていたり落書きがあったりする
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう生徒がいる
- 自分たちのグループだけでまとめ、他を寄せつけない雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げ等をしている
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- グループ分けをすると特定の生徒が残る
- 特定の生徒に気を遣っている雰囲気がある

いじめられている生徒

◎日常の行動・表情の様子

- わざとらしくはしゃいでいる
- おどおどしている
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 早退や一人で下校することが増える
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする
- にやにや、へらへらしている
- 表情が暗く、元気がない
- 遅刻・欠席が多くなる
- ときどき涙ぐんでいる

◎ 授業中・休み時間

- 発言すると友だちから冷やかされる
- 班編成の時に孤立しがちである
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする
- 決められた座席と違う場所に座っている ※
- 一人でいることが多い
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 教職員の近くにいたがる
- ひどいあだ名で呼ばれる ※

◎ 昼食時

- 好きな物を他の生徒にあげる
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 弁当を一人で食べる人が多い ※
- 他の生徒の机から机を少し離している
- 食べ物にいたずらされる

◎ 清掃時

- いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- 一人で離れて掃除をしている

◎ その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 理由もなく成績が突然下がる
- 服に靴の跡がついている
- 手や足にすり傷やあざがある

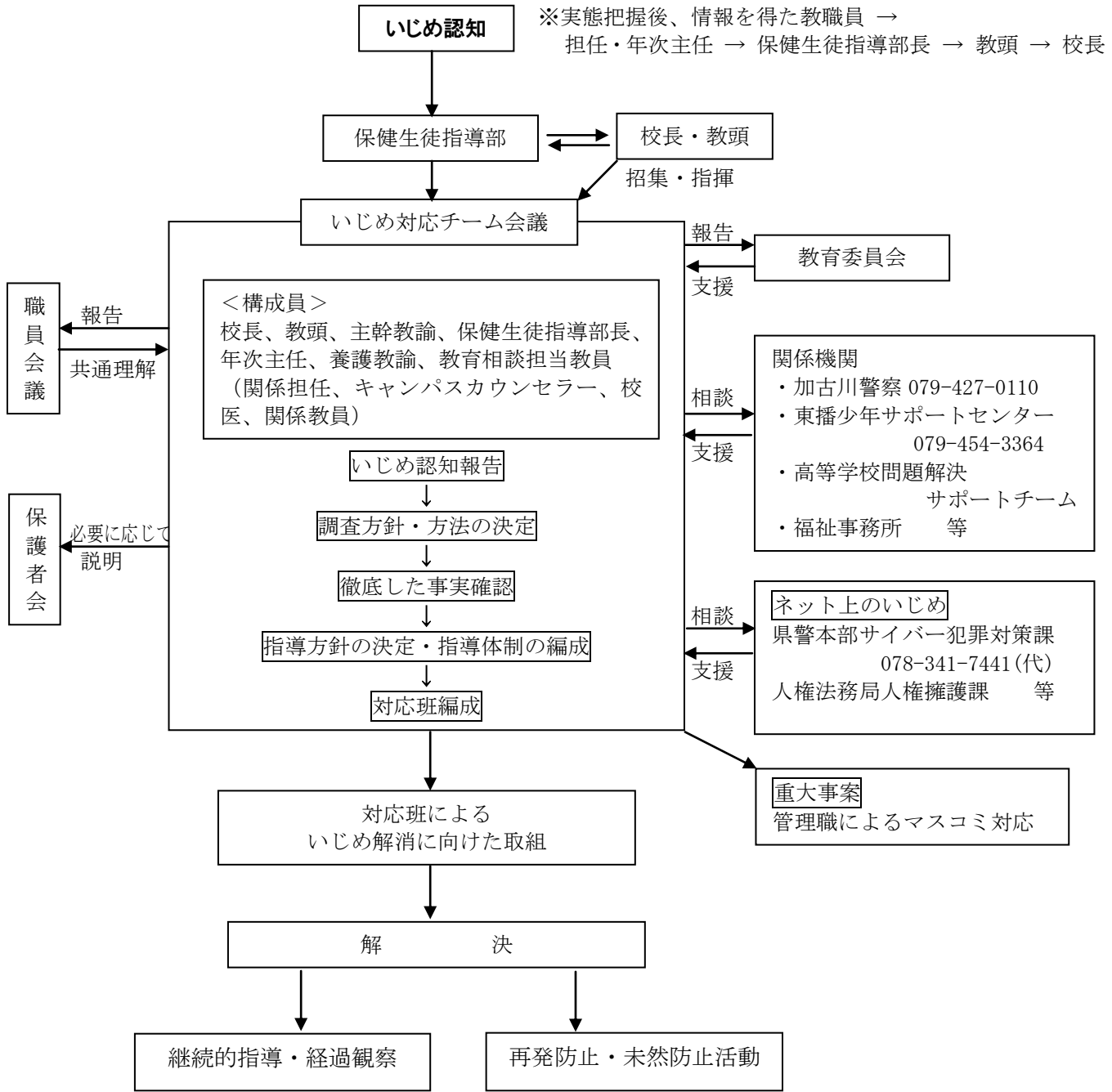
いじめている生徒

- 多くのストレスを抱えている
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 教職員によって態度を変える
- グループで行動し、他の生徒に指示を出す
- 活発に活動するが他の生徒にきつい言葉を使う
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- 特定の生徒にのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- 他の生徒に対して威嚇する表情をする
- 仲間同士集まり、ひそひそ話をしている ※

月	職員会議等	未然防止対策	早期発見対策
4	入学式で1年次保護者へ周知 いじめ対応チーム会議 指導方針・指導計画作成	サイバー犯罪防止講演会（1年次生・保護者） キャンパスカウンセラー講演会 高校生心のサポートシステム （学校生活に関する調査アンケート①） （進学動機調査アンケート）	個別面談 いじめアンケート①
5	保護者会 保護者向け啓発 いじめ対応チーム会議 PTA総会	カウンセリングマインド研修会 高校生心のサポートシステム （自尊感情調査アンケート）	授業公開 いじめアンケート②
6	いじめ対応チーム会議	人権学習 出身中学校との情報交換 高校生心のサポートシステム （学校生活に関するアンケート②）	いじめアンケート③
7	いじめ対応チーム会議	CoCoLo34 アンケート	三者面談 いじめアンケート④
8		カウンセリングマインド研修会	
9	いじめ対応チーム会議	人権学習	個別面談 いじめアンケート⑤
10	いじめ対応チーム会議	地域清掃（クリーンアップ大作戦） 人権学習	いじめアンケート⑥
11	いじめ対応チーム会議	高校生心のサポートシステム （実践授業）	いじめアンケート⑦
12	いじめ対応チーム会議	高校生心のサポートシステム （学校生活に関する調査③）	いじめアンケート⑧ 三者面談
1	いじめ対応チーム会議		個別面談 いじめアンケート⑨
2	いじめ対応チーム会議	高校生心のサポートシステム （「実践結果のまとめ」のための調査アンケート）	いじめアンケート⑩
3	いじめ対応チーム会議 本年度のまとめ		いじめアンケート⑪

※事案発生時は随時、いじめ対応チーム会議を開催する。

<p>未然防止に向けた取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サイバー犯罪防止講演会を生徒向けに実施し、注意喚起を行う。 ・地域奉仕活動を通して、生徒の公共心の醸成を図る。 ・出身中学校との情報交換を密にする。（情報収集） ・「いじめは絶対に許さない・いじめを根絶する」学校づくりを進める。（全校集会等で周知徹底） ・年間を通じて、登校時の通学指導・あいさつ運動を実施する。 ・定期的に昼休みの巡回指導を実施する。 ・キャンパスカウンセラーによる実技研修を実施する。 	<p>早期発見に向けた取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対応チームは、拡大生徒指導部会との報告・連絡・相談を密にし、生徒の情報収集に全力で努め、学校全体で組織的に対応する。 ・いじめアンケートは年11回実施する。 ・個別面談だけではなく、時には家庭訪問等により生徒の日常の微妙な変化に対応する。 ・「高校生心のサポートシステム」研究開発校の指定を受け、いじめ・不登校の未然防止に向けての研究を中部大学と連携して取り組む。 ・兵庫県心の教育総合センター「いじめ未然防止プログラム」の実践。 ・本校独自の調査アンケートによりハイリスクを抱えている生徒を把握し、未然防止に努める。
---	--



- 被害者やいじめを知らせてくれた生徒等に十分配慮し、事実確認をする。
 - ・ いじめを発見した時は、ただちに加害者、被害者の双方から事実関係を聞き取り、聞き取った内容については周辺生徒からも状況を聞き取る。
 - ・ 必要に応じて、全校あるいは年次全体のアンケートを実施する。
- 双方の保護者に説明をする。
- 双方の保護者と関係職員を交えて、関係改善を行うとともに、傍観者への指導も行う。